記者発表資料

令和４年１０月７日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第 100号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1. 処分対象業者

１　商号又は名称　　常磐開発株式会社
２　代表者　　髙木　純一
３　主たる営業所の所在地　　福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口１
４　許可番号　　国土交通大臣許可（特－０４）第１１４３号

2. 処分内容

建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止命令

１　期間
令和４年１０月２５日から令和４年１２月２３日までの６０日間

２　停止を命ずる営業の範囲
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１８条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止命令

常磐開発株式会社元営業第一部部長（以下「元部長」という。）及び元双葉営業所所長（以下「元所長」という。）の２人は、福島県楢葉町元建設課課長補佐（以下「元課長補佐」という。）と共謀の上、令和３年７月８日に楢葉町が執行した「Ｊヴィレッジ駅前交通広場トイレ建築工事」の指名競争入札において、元課長補佐から秘密事項である本件工事の設計金額の教示を受け、もって、偽計を用いて公の入札の公正を妨害する行為を行った。

これにより、当該行為は、刑法第６０条及び同法９６条の６第１項（公契約関係競売等妨害）に該当し、元部長は令和４年７月１２日に、元所長は令和４年６月１５日に、懲役１０月（執行猶予３年）の判決を受け、元部長は同年７月２７日に、元所長は同年６月３０日に、それぞれ、その刑が確定した。このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話　０２２（２２５）２１７１（代表）
建政部　建設産業課　課長　　鈴木（すずき）　学（まなぶ）　（内線６１４１）
課長補佐　　中田（なかだ）　隆行（たかゆき）　（内線６１４６）

＜参　考＞

関係条文

建設業法（抄）

（指示及び営業の停止）
第二十八条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合（中略）においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。
一　（略）
二　建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
三～九　（略）
２　（略）
３　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき（中略）は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

刑法（抄）

（共同正犯）
第六十条　二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

（公契約関係競売等妨害）
第九十六条の六　偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
２　（略）